

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年10月19日(2017.10.19)

【公開番号】特開2017-80618(P2017-80618A)

【公開日】平成29年5月18日(2017.5.18)

【年通号数】公開・登録公報2017-018

【出願番号】特願2017-28312(P2017-28312)

【国際特許分類】

A 6 1 L 27/18 (2006.01)

【F I】

A 6 1 L 27/18

【手続補正書】

【提出日】平成29年9月4日(2017.9.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

脊髄実質組織の壊死性病巣内に挿入することによりヒトの脊髄の圧迫及び／又は挫傷損傷を治療するための生分解性及び／又は生体吸収性のポリマー物品であって、該ポリマー物品が適切な大きさの単一層スキャフォールドであり、さらに該ポリマー物品が該壊死性病巣により形成された脊髄実質組織内の間隙を埋め、いったん挿入されると該ポリマー物品が脊髄の外の環境に曝露されない、上記ポリマー物品。

【請求項2】

前記ポリマー物品が单一多孔性ポリマー層である、請求項1に記載のポリマー物品。

【請求項3】

前記ポリマー物品がインビボで30～60日で分解する、請求項1に記載のポリマー物品。

【請求項4】

前記ポリマー物品が円筒形である、請求項1に記載のポリマー物品。

【請求項5】

前記ポリマー物品が成形可能である、請求項1に記載のポリマー物品。

【請求項6】

前記ポリマー物品が管状である、請求項1に記載のポリマー物品。

【請求項7】

前記ポリマー物品がさらに該ポリマー物品上に堆積された一つ以上の薬剤を含む、請求項1に記載のポリマー物品。

【請求項8】

前記一つ以上の薬剤が抗炎症剤、増殖因子及び幹細胞からなる群から選ばれる、請求項7に記載のポリマー物品。

【請求項9】

前記幹細胞がニューロン系幹細胞及び間葉系幹細胞からなる群から選ばれる、請求項1に記載のポリマー物品。

【請求項10】

前記ニューロン系幹細胞がヒトニューロン系幹細胞である、請求項9に記載のポリマー物品。

**【請求項 1 1】**

前記ポリマー物品が壊死性病巣の尾方端及び吻端を超えて少なくとも1ミリメートル延伸している、請求項1に記載のポリマー物品。

**【請求項 1 2】**

前記ポリマー物品が壊死性病巣の尾方端及び吻端を超えて少なくとも2ミリメートル延伸している、請求項1に記載のポリマー物品。

**【請求項 1 3】**

前記ポリマー物品が0.1ミクロンと10ミリメートルの間の全径を有している、請求項1に記載のポリマー物品。

**【請求項 1 4】**

前記ポリマー物品が1ミリメートルと6ミリメートルの間の全径を有している、請求項1に記載のポリマー物品。

**【請求項 1 5】**

前記物品が壊死性病巣の長さより短い、請求項1に記載のポリマー物品。

**【請求項 1 6】**

前記物品が壊死性病巣の長さより長い、請求項1に記載のポリマー物品。

**【請求項 1 7】**

薬学的に又は生物学的に活性な物質をさらに含む、請求項1に記載のポリマー物品。

**【請求項 1 8】**

前記生物学的に活性な物質が生物学的組織である、請求項17に記載のポリマー物品。